

## 福祉型信託（障がいのある子の親亡き後対策）

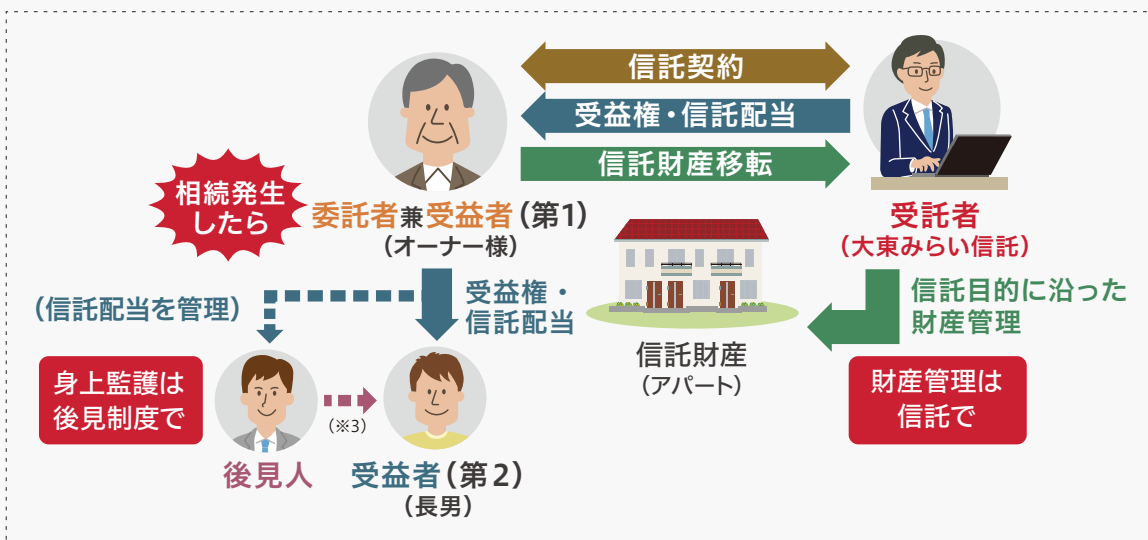
障がいを持つ長男がいます。妻には先立たれました。  
私が世を去った後の、長男の療養や生活など将来が不安です。  
アパートを長男へ引き継いで、家賃収入で安心して生活して欲しいと願って  
いますが、長男には財産の管理能力がなく、悩んでいます…。  
後見人に財産管理すべてを任せきりにするのも心配です。



### “信託”で悩み解決！

信託すると、親亡き後もお子様のために、  
受託者が安全に財産を管理します。

- アパートを信託し、オーナー様が亡くなった後は、障がいを持つ長男が**受益者**（第2）となるよう、あらかじめ**信託契約**に定めておきます。
- 長男の**後見人**には、オーナー様存命中はご自身が、その後は**任意後見人**が就くよう手配しておきます。
- オーナー様が亡くなると、**受託者**は**信託契約**に従い、忠実に財産管理をおこない、次の受益者となった長男に、家賃収入などの**信託配当**を支払います。<sup>(※1)</sup>
- この**信託配当**を、後見人が管理し、長男の生活・医療・介護などの費用の支払いに充てます。
- 信託による安全な財産管理と、後見人による**確実な身上監護**で、親亡き後の長男の安心が得られます。<sup>(※2)</sup>



(※1) 信託では、オーナー様が亡くなると同時に長男は受益者(第2)となりますので、相続手続きなどで中断されることなく信託配当の支払いが行われます。  
なお、この信託は長男の死亡時に終了します。  
(※2) 身上監護とは、生活・医療・介護などに係る契約や手続きを、被後見人に代わっておこなうことをいいます。  
(※3) オーナー様が亡くなった後に発効。